

令和4年度

瀬戸内町職員採用候補者試験要項

鹿児島県瀬戸内町

〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

瀬戸内町役場 総務課 人事行政係

TEL (0997) 72-1111 (内線117)

令和4年度 瀬戸内町職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1. 試験区分

(1) 採用職種、人員及び受験資格

区分	職種	採用 予定	受験資格	年齢
行政職	一般事務A	若干名	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	18歳～ 35歳
	土木			
	建築			
	一般事務B (身体障がい者対象)		昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ※身体障害者手帳(1級～6級)の交付を受けている者(第1次試験日までに交付見込みの者を含む)	18歳～ 35歳
	保育士		昭和62年4月2日以後生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者	35歳まで
社会福祉士	昭和52年4月2日以後生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者	45歳まで		
医療職	保健師	昭和52年4月2日以後生まれた者で、保健師の資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者	45歳まで	
	看護師	昭和52年4月2日以後生まれた者で、看護師もしくは准看護師の資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者	45歳まで	
海事職	船舶乗務員	昭和52年4月2日以後生まれた者で、海技免状(航海士もしくは機関士)の資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者	45歳まで	
消防職	消防士	都道府県公安委員会が交付する普通免許以上の自動車運転免許証を所有(令和5年3月31日までに取得できる者を含む)し、平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で心身ともに健全な者	30歳まで	
	救急救命士	平成4年4月2日以後生まれた者で、救急救命士の資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者	30歳まで	

※各資格の取得見込みの者で、令和5年4月1日時点において資格の取得が無い者は採用取り消しになる場合があります。

(2) 受験申込は、上表の一試験区分、一職種に限ります。また、申込書の受理後における職種の変更は認めません。

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 受験手続き及び受付期間

(1) 試験申込書の請求先

〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

瀬戸内町役場総務課人事行政係

TEL (0997) 72-1111 (内線117)

◎ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の角形2号封筒(240×332mm)を必ず同封して請求先へ送付して下さい。

(2) 試験申込先及び申込方法

試験申込書に必要な事項を記入し、受験票と84円切手を貼った宛先明記の長形3号封筒(120×235mm)を同封の上、瀬戸内町役場総務課人事行政係へ提出の上、受験票の交付を受けて下さい。

◎ 郵送で申し込む場合も、84円切手を貼った宛先明記の長形3号封筒(120×235mm)を必ず同封して「受験申込」と朱書きして必ず書留郵便にして下さい。

◎ 一般事務(身体障がい者対象)枠で申し込むときは、身体障害者手帳の写しを試験申込書に添付して下さい。

◎ 受験票が9月7日(水)までに到着しないときは役場へ照会して下さい。

(3) 受付期間

令和4年7月19日(火)～令和4年8月12日(金)

(月曜～金曜日の8時30分～17時15分)

◎ 郵送の場合は、8月12日(金)までの消印のあるものに限り受付けます。

(4) 受験票について

受験票は、試験申込書と同じ写真を貼り、受付に提示して下さい。

(5) 「試験区分」欄、「職種」欄の記載方法

試験申込書及び受験票の「試験区分」欄は、「行政職」、「医療職」、「海事職」又は「消防職」と記入し、「職種」欄は「一般事務A」、「一般事務B(身体障がい者対象)」、「土木」、「建築」、「保育士」、「社会福祉士」、「保健師」、「看護師」、「船舶乗務員」、「消防士」又は「救急救命士」と記入すること。

※ 申込書は「記入上の注意」をよく読んで作成して下さい。

3. 試験の日時及び試験場

試験の区分	日時	試験地	試験場
第一次試験	<u>令和4年9月18日(日)</u> 午前9時開始	瀬戸内町	役場4階委員会室

	*受付時間 8時00分 から8時40分まで		
第二次試験	令和4年10月下旬予定	瀬戸内町	役場4階委員会室

4. 試験方法及び内容

(1) 第一次試験

教養試験及び職場適応性検査を行います。

ア 教養試験 (**Standard-II**) は高等学校卒業程度で、公務員としての必要な知識(知識分野で時事, 社会, 人文, 自然に関するものを20題。知能分野で文章理解, 判断・数的推理, 資料解釈に関するものを20題)についての試験です。

出題数 40問 2時間 [マークシート方式]

【※従来より時事を重視し, また社会的に幅広い題材 (ICT, 環境問題など) を出題します。「古文」, 「哲学, 文学, 芸術等」, 「国語」の出題はありません。】

イ 職場適応性検査は公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査です。

出題数 150問 20分 [マークシート方式]

(2) 第二次試験 (第一次試験合格者に対して行います。)

作文試験及び口述試験を行います。

ア 作文試験は主として表現力, 構成力, 課題に対する理解力等について記述式による筆記試験です。

1,500字以内 60分 [課題は当日発表]

イ 口述試験は主として人物性行等について個別面接により行います。

(3) 身上調査

受験資格の有無, 申込記載事項の真否, その他について必要に応じて調査します。

5. 合格見込者数

試験の区分	合格見込者数
第一次試験	10名程度
第二次試験	若干名

6. 合格発表 (予定)

(1) 第一次試験合格発表

令和4年10月7日 (金) に役場掲示板及びホームページに受験番号を掲示して行うほ

か、合格者には文書で通知します。

(2) 第二次試験合格発表

令和4年11月中旬に役場掲示板及びホームページに受験番号を掲示して行うほか、合格者には文書で通知します。

7. 試験結果の開示

採用試験の結果については、瀬戸内町個人情報保護条例第26条第1項の規定により口頭で開示を申し出ることができます。

試験	開示申出ができる者	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験	第一次試験不合格者	・教養試験の得点 ・上記全国平均点	第一次試験合格発表日から起算して1か月間	瀬戸内町役場総務課

開示申出をする場合は必ず受験者本人(代理人は認めません)が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証等)を持参し、瀬戸内町役場総務課へ直接お越しください。(開示受付は、開示期間内の午前8時30分から(合格発表当日は午前11時から)午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は受け付けておりません。)なお、電話、はがき等による申し出は開示できません。

8. 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に最高得点順に搭載され、必要に応じて採用者を決定します。なお、この名簿の有効期間は名簿確定の日から原則として1年間です。

9. 給与

給与は職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

令和3年度の高等学校卒業資格者の初任給(一般事務等・土木・建築・保育士・消防職員は150,600円・大卒一般事務等171,700円・大卒保健師198,600円)が基準となっており、職務経験等のある人の場合には、この額に一定の基準で加算されることがあります。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等がそれぞれの手当支給条件に応じて支給されます。

10. その他

採用試験に関する問合せ先

〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
瀬戸内町役場総務課人事行政係
Tel (0997) 72-1111 (内線117)